

広島県告示第五百八十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第四十九条の規定によって、生活保護法による医療を担当する機関として、次のものを指定した。

平成二十三年六月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
木岡産婦人科・きおか皮膚科クリニック	呉市焼山中央二丁目五番七号クリニックモールリフレ二階	平成二十三年五月一日
田阪歯科医院 大長診療所	呉市豊町大長四八八七番地一	平成二十三年五月一日
康仁薬局広支所前店	呉市広古新開二丁目三番二号	平成二十三年六月一日
しいはらクリニック	竹原市竹原町三六四三番地	平成二十三年五月一日
ばら薬局	竹原市竹原町三六四四番地	平成二十三年五月一日
アプロUnity薬局	尾道市平原一丁目一〇番二五号	平成二十三年五月一日
ファーマシイ病院前薬局	尾道市新高山三丁目一一七〇番一九号	平成二十三年六月一日
すみれ薬局	尾道市高須町三六五六番地三	平成二十三年六月一日
東城もみじ薬局	庄原市東城町東城字上町三六二番地二	平成二十三年五月一日
高屋よろず内科クリニック	東広島市高屋町杵原一八二六番地一	平成二十三年四月一日
いまじようクリニック	東広島市西条大坪町九番五一号	平成二十三年五月一日
穂山歯科医院	東広島市高屋町小谷三五一八番地三	平成二十三年五月一日
医療法人おおさき小児クリニック	廿日市市阿品三丁目一番六号	平成二十三年六月一日
森川薬局対巖山店	廿日市市対巖山二丁目一五番六号	平成二十三年五月一日
ふじとう歯科	安芸高田市甲田町高田原一一六〇番地七	平成二十三年五月一日

みはら内科クリニック	安芸郡府中町大通二丁目八番二一 号 大興クリニックビル二階	平成二十三年五月一日
広島県看護協会訪問看護 ステーション「そよかぜ」	呉市広 大新開二丁目三番三号	平成二十二年一月七日
東広島市社会福祉協議会 訪問看護ステーション	東広島市黒瀬町丸山一二八六番地一	平成二十七年四月一日
訪問看護ステーション桃 の木	廿日市市佐方四丁目六番八号車 庫 ポラス一〇一号	平成二十三年四月一日